

立命館大學白川靜記念東洋文字文化研究所漢字學研究
第一號拔刷 二〇一三年三月發行

子犯鐘

三
輪
健
介

金文通解

子犯鐘

三 輪 健 介

器名 子犯甗(和)鐘(張光遠)・子犯編鐘(李學勤他)・鄭武公編鐘

(楊坤)

時代 春秋中期

出土

「山西省考古工作五十年」(文物出版社編『新中國考古五十年』文物出版社、一九九九年)によると、山西省聞喜縣の晉墓より盗掘によって出土したという。

⑦張光遠には、その後の鐘の行方が書かれている。一九九四年九月中旬、臺北故宮博物院が銅鐘十二件(子犯鐘甲第一鐘〜第八鐘、乙第五鐘〜第八鐘)を購入したという。また、陳鴻榮氏が一九九四年一月から一九九五年二月に、香港の骨董市で三件の銅鐘(子犯鐘乙第一鐘・乙第二鐘・乙第四鐘)を購入した。張光遠氏の調査の結果、故宮博物院と陳氏が購入した銅鐘は組となることが確認された。その後、一九九七年九月、王亞玲氏がニューヨークで開催されたクリスティーズの骨董競賣市場で一件(子犯鐘乙第三鐘)の銅鐘を購入し、子犯鐘

計一六件が臺北に揃うことになった。

收藏 臺北故宮博物院(甲第一鐘―第八鐘、乙第五鐘―第八鐘)

臺北收藏家陳鴻榮・王亞玲夫妻所藏(乙第一鐘―第四鐘)

著録

張光遠 「故宮新藏春秋晉文稱霸『子犯和鐘』初釋」(『故宮文物月刊』

一三一―一(總一四五)、一九九五年四月)

張光遠 「春秋中期晉國子犯和鐘的新證・測音與校釋」(『故宮文物月

刊』一八一―二(總二〇六)、二〇〇〇年五月)

劉雨・嚴志斌編著『近出殷周金文集録』(中華書局、二〇〇二年、

一〇―二五)

鍾柏生・陳昭容・黃銘崇・袁國華編著『新收殷周青銅器銘文暨器影彙

編』(藝文印書館、二〇〇六年、一〇〇八一―一〇二三)

考釋

①張光遠 「故宮新藏春秋晉文稱霸『子犯和鐘』初釋」(『故宮文物月刊』

二三一—(總一四五)、一九九五年四月)

②李學勤 「補論子犯編鐘」(《中國文物報》一九九五年五月二十八日)

(同『夏商周年代學札記』遼寧大學出版社、一九九九年所收)

③張光遠 「春秋晉國子犯和鐘的排次」(《中國文物報》一九九五年八月六日)

④裘錫圭 「也談子犯編鐘」(《故宮文物月刊》一三一—五(總一四九)、一九九五年八月)

⑤黃錫全 「新出晉“搏伐楚荆”編鐘銘文述考」(《長江文化論集》

一、一九九五年八月)(同『古文字論叢』藝文印書館、一九九九年所收)

⑥張光遠 「子犯和鐘的排次及補釋」(《故宮文物月刊》一三一—六(總一五〇)、一九九五年九月)

⑦蔡哲茂 「再論子犯編鐘」(《故宮文物月刊》一三一—六(總一五〇)、一九九五年九月)

⑧裘錫圭 「關於子犯編鐘的排次及其它問題」(《中國文物報》

一九九五年十月八日)

⑨朱啓新 「關於子犯編鐘的討論」(《中國文物報》一九九五年十二月三十一日)

⑩李學勤 「子犯編鐘續談」(《中國文物報》一九九六年一月七日)(同『夏商周年代學札記』遼寧大學出版社、一九九九年所收)

⑪張聞玉 「子犯和鐘“五月初吉丁未”解」(《中國文物報》一九九六年一月七日)

⑫朱啓新 「子犯編鐘討論資料續補」(《中國文物報》一九九六年一月

二十一日)

⑬彭裕商 「也談子犯編鐘的“五月初吉丁未”」(《中國文物報》

一九九六年二月十一日)

⑭張 玫 「再談子犯和鐘“五月初吉丁未”」(《貴陽金築大學學報》一九九六年二期)

⑮張光遠 「春秋晉國子犯和鐘淺說」(《故宮文物月刊》一四—二(總一五八)、一九九六年五月)

⑯張聞玉 「再談子犯和鐘曆日」(《中國文物報》一九九六年六月二日)

⑰黃錫全 「子犯編鐘補議」(《中國文物報》一九九六年六月二日)(同『古文字論叢』藝文印書館、一九九九年所收)

⑱蔡哲茂 「子犯編鐘“克奠(定)王立(位)”補釋」(《故宮文物月刊》

一四—三(總一五九)、一九九六年六月)

⑲白光琦 「子犯編鐘的年份問題」(《文物世界》一九九七年第二期)

⑳江林昌 「新出子犯編鐘銘文史料價值初探」(《文獻》一九九七年第三期)

㉑馮 時 「春秋子犯編鐘紀年研究——晉重耳歸國考」(《文物世界》

一九九七年第四期)

㉒武家璧 「子犯鐘銘考釋」(《中原文物》一九九八年第二期)

㉓周鳳五 「子犯編鐘銘文“諸楚荆”的釋讀問題」(《故宮文物月刊》

一六—三(總一八三)、一九九八年六月)

㉔李學勤 「子犯的曆日問題」(同『夏商周年代學札記』遼寧大學出

版社、一九九九年)

㉕陳雙新 「子犯鐘銘考釋」(《安徽教育學院學報》二〇〇〇年第一期)

②6 羅衛東 「子犯編鐘」補釋」〔《古漢語研究》二〇〇〇年第二期〕

②7 張光遠 「春秋中期晉國子犯編鐘的新證・測音與校釋」〔《故宮文物月刊》一八一—二（總二〇六）、二〇〇〇年五月〕

②8 淺原達郎 「西周後期の編鐘の設計」〔《東方學報》第七二冊、二〇〇〇年〕

②9 何樹環 「談“子犯編鐘”銘文中的“西之六師”」〔《故宮文物月刊》一九一二（總二二八）、二〇〇一年五月〕

③0 陳雙新 「子犯編鐘銘文研究述略」〔《故宮文物月刊》一九一四（總二二〇）、二〇〇一年七月〕

③1 陳雙新 「子犯編鐘銘文補議」〔《考古與文物》二〇〇三年第一期〕

③2 王輝 『商周金文』（文物出版社、二〇〇六年）

③3 陳昭昭 「論子犯・晉文霸業功臣之首」〔《嘉南學報》第三三期、二〇〇七年〕

③4 佐藤信彌 「東遷以後の周王朝とその儀禮」〔《東亞文史論叢》二〇〇七年一月〕

③5 趙曉龍 「子犯編鐘年代補釋」（復旦大學出土文獻與古文字研究中心二〇〇八年八月二四日、http://www.gwz.fudan.edu.cn/SrcShow.asp?Src_ID=489)

③6 趙曉龍 「子犯編鐘銘文補釋」〔《文物世界》一、二〇〇九年第一期〕

③7 趙曉龍 「子犯編鐘銘文“西之六師”試解」〔《西南交通大學學報（社會科學版）》二〇〇九年第一期〕

③8 方建軍 「子犯編鐘音列組合新說」（《交響（西安音樂學院學報）》二〇一一年第一期）

③9 楊坤 「由清華竹書《系年》反思子犯編鐘“西之六師”」（《簡帛

立命館大學白川靜記念東洋文字文化研究所漢字學研究 第一號

網二〇一二年一月四日、http://www.bsm.org.cn/show_article.php?id=1616

器制・各鐘の銘文

第一鐘（甲） 通高71.2 cm 重量44.5 kg 銘二十三字

第一鐘（乙） 通高71.4 cm 重量41.4 kg 銘二十三字 銘は甲に同じ

銘文 佳（唯）王五月初吉丁未子犯（犯）宕（佑）晉公左右來復其邦者（諸）楚枌（荆）



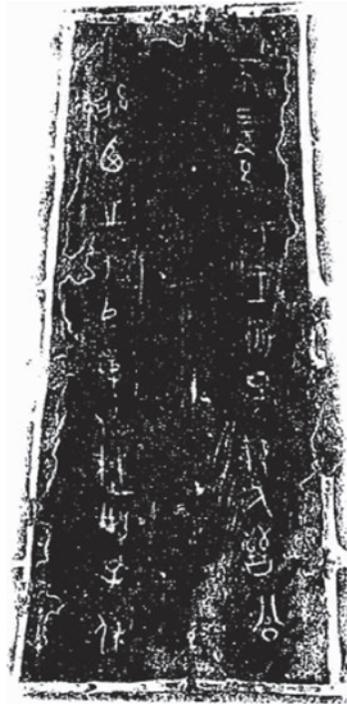
第一鐘（甲）



第一鐘（乙）

第二鐘 (甲) 通高66.7 cm 重量40.9 kg 銘一二字 (①③⑤張光遠では第三鐘 (甲))

銘文 不聖 (聽) 令 (命) 于王所子犯 (犯) 及晉公逵 (率) 西之六白 (師) 搏 (搏) 伐楚朐 (荆) 孔休



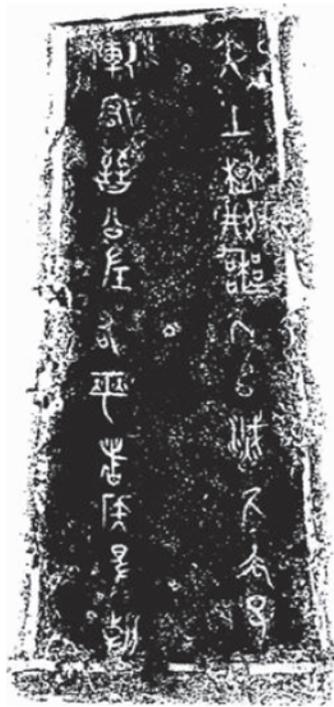
第二鐘 (甲)



第二鐘 (乙)

第三鐘 (甲) 通高67.6 cm 重量41.2 kg 銘一二字 (①③⑤張光遠では第二鐘 (甲))

銘文 大工 (功) 楚朐 (荆) 喪卒 (厥) 自 (師) 滅卒 (厥) 太 (禹?) 子犯 (犯) 宕 (佑) 晉公左右變者 (諸) 侯卑 (俾) 朝



第三鐘 (甲)



第三鐘 (乙)

第四鐘 (甲) 通高61.7 cm 重量43.2 kg 銘十二字
 第四鐘 (乙) 通高62.5 cm 重量42.5 kg 銘十二字 銘は甲に同じ
 銘文 王克奠王立(位) 王易(賜) 子軻(犯) 輅車四駐衣常(裳)
 黼(黼) 市冠者(諸) 侯差元



第四鐘 (甲)



第四鐘 (乙)

第五鐘 (甲) 通高44 cm 重量15.75 kg 銘十二字
 第五鐘 (乙) 通高44.5 cm 重量16.5 kg 銘十二字 銘は甲に同じ
 銘文 金子子軻(犯) 之所用爲蘇鐘九轄(塔)



第五鐘 (甲)



第五鐘 (乙)

子犯鐘

第六鐘 (甲) 通高42 cm 重量15.4 kg 銘一〇字

第六鐘 (乙) 通高41.5 cm 重量15.4 kg 銘一〇字 銘は甲に同じ

であるが左から右方向に書かれる

銘文 孔嬴 (淑) 叔 (且) 碩乃蘇叔 (且) 鳴用匱 (燕)



第六鐘 (甲)



第六鐘 (乙)

第七鐘 (甲) 通高30.5 cm 重量6.8 kg 銘一〇字

第七鐘 (乙) 通高30.5 cm 重量6.8 kg 銘一〇字 銘は甲に同じ

銘文 用寧用言 (享) 用孝用禱 (祈) 費 (眉) 壽



第七鐘 (甲)



第七鐘 (乙)

第八鐘(甲) 通高28.1 cm 重量5.4 kg 銘一二字(重文二を含む)
第八鐘(乙) 通高28 cm 重量5.5 kg 銘一二字(重文二を含む)

銘は甲に同じ

銘文 萬年無疆(疆) 子子孫孫永寶用樂



第八鐘(甲)



第八鐘(乙)

①張光遠を参考に、以下、器制を紹介する。なお、子犯鐘一六件はすべて同形である。

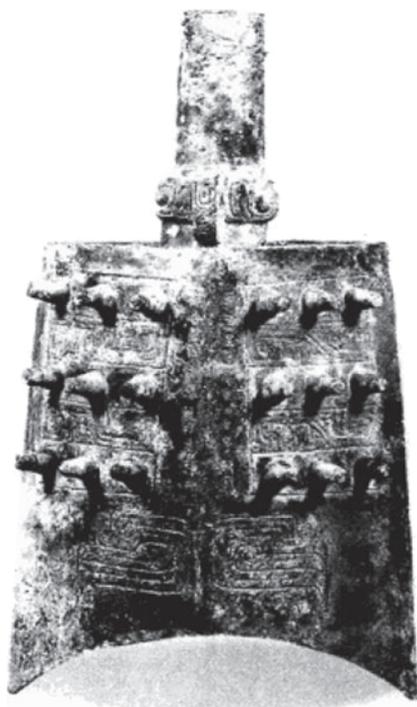
この編鐘は、周代の「甬鐘」の形制に属す。鐘の上部は長柄形になっており(學名は「甬」)、その長さはおよそ全鐘の高さの三分の一を占める。鐘の正面には、鐘柄の鐘體に接している部分に一つの突出した環(學名は「旋」)があり、そこに鉤を通して懸けることができるようになっている。鐘體はあたかも二つの瓦を合わせた「合瓦式」のようになっている。鐘の横断面は橢圓形になっている。

鐘口は下に向かって灣曲しており、兩端がとがり突き出している。鐘腔の内壁には等しく配列された八條の「調音槽」(調律のための彫りこみ)が兩端に各々一つ、前後に各々三つある。鐘體表面の前後の上半部には、いずれにも三列の長い突起があり、左右各々九個、鐘全體で計三六個ある。

鐘の正面の正中央、鐘の中心部位(學名は「鉦」)には、銘文が鑄造されている。「鉦」の下より口沿までの部分は「鼓」と稱す。「鼓」の正中央の部分は「隧」(遂)と稱し、打つと「正音」(陰音)を發する部位である。「鼓」より左右の兩側端の中心は、打つと「側音」(鼓音)を發する部位である。一つの鐘は打つと二つの樂音を出す。これはその鐘腔が橢圓形となっているためであり、鐘口の中央の間は最も廣く、兩側は次第に狭くなつていき、そのため、打つと二種の異つた振動頻律を出すことができる。その「正音」は低く、「側音」は高く、二者の音の差は凡そ長三度より短三度である。

鐘體上の紋飾は、三列の突起の間であり、二條の帶狀の紋飾に挟ま

れて現れており、その左右には各々「雙頭長舌回首S形龍」を作る。「鼓」の部位では、一對の向い合う「長舌回首龍紋」を作る。その他では、鐘體の頂部（學名は「舞」）は「雲雷紋」を飾り、鐘柄上に突起している丸い箍および環上には、いずれも「重環紋」を飾っている。この種の「長舌回首龍紋」および「重環紋」は、西周晚期より春秋の世まで常に見られる紋飾である。



子犯鐘第一鐘（乙）

銘文

①張光遠は、鐘を大きい方から順番に並べると、上記の第一鐘・第三鐘・第二鐘・第四鐘……となり、銘文をその順番で読むべきであるという。しかし、それでは銘文の意味が通じないため、④裘錫圭は①張光遠にいう第三鐘と第二鐘の順番を入れ換え、第一鐘・第二鐘・第

三鐘・第四鐘……の順番で読むべきであると考えた。その後の研究者はみな④裘錫圭の説に従っている。数年後、子犯鐘のそれまで不明であった残りが発見され、⑦張光遠は考えを改めており、④裘錫圭と同じ順番で銘文を読んでいる。本稿でも④裘錫圭の説に従う。

各鐘のそれぞれの文字数は上記の通りであり、合計すると一三二字（重文二字を含む）となる。

佳（唯）王五月初吉丁未。子犯（犯）宥（佑）晉公左右、來復其邦。者（諸）楚劓（荆）不聖（聽）令（命）于王所。子犯（犯）及晉公逵（率）西之六白（師）、搏（搏）伐楚劓（荆）、孔休大工（功）。楚劓（荆）喪卒（厥）自（師）、滅卒（厥）太（禹？）。子犯（犯）宥（佑）晉公左右、變者（諸）侯卑（俾）朝王、克奠王立（位）。王易（賜）子犯（犯）輅車四駐・衣常（裳）・滸（黼）市・冠。者（諸）侯羞元金子子犯（犯）之所、用爲甌鐘九鬯（堵）。孔靈（淑）獻（且）碩、乃甌獻（且）鳴。用匱（燕）用寧、用言（享）用孝。用簫（祈）費（眉）壽萬年無疆（疆）。子子孫孫、永寶用樂。

佳（唯）王五月初吉丁未。

王とは、銘文の内容から考えると、周の襄王（『史記』の記述に従うと、在位前六五〜前六一九年）を指す。しかし、襄王の何年であるのか書かれておらず、「五月初吉丁未」とはいつであるのか問題

となり、様々な説が出されている。

①⑦張光遠・④裘錫圭をはじめとする研究者達は、「五月初吉丁未」を『左傳』僖公二十八年（前六三二年）の晉が楚を城濮で敗った後に記載される、「（五月）丁未、獻楚俘于王。」【丁未、楚俘を王に獻ず。】の日であると考えている。

⑩張聞玉は、初吉は朔（一日）を指すと考える。そして、「五月丁未」が朔になる日を張培瑜『中國先秦史曆表』（齊魯書社、一九八七年）より探すと、その曆日は魯僖公二十一年（前六三九年）となり、『史記』晉世家にいう「醉重耳、載以行。」【重耳を酔はせ、載せて以て行る。】の日であるという。齊に亡命し、そこから動こうとしなかった重耳（晉文公）に對して、子犯と趙衰が齊を去ることを企て、重耳の妻である姜氏と共に酒に酔わせて車に乗せ、齊を去り、晉に復國させようとした日であると考えてるのである。

以上の二説に對して⑬彭裕商は批判を行い、この曆日は鑄器の日を指すと考える。その具體的な日は、張培瑜『三千五百年曆日天象』（大象出版社、一九九七年）によると、周曆の周襄王二十三年（前六二九年）五月戊申朔が、丁未との差が一日であり、これは踐土の盟の僅か三年後で、参考とすることができるという。

⑫李學勤は、①⑦張光遠・④裘錫圭等と同じく『左傳』僖公二十八年五月丁未の日と考えた。⑩李學勤は、同日に『中國文物報』に發表された⑪張聞玉に同意している。しかし、⑭李學勤ではそれらの説を改めて、王が子犯に車馬衣佩を賜り、諸侯が金を進めたのは、いずれも僖公二十八年の十月『春秋』僖公二十八年に「冬、公會晉侯・齊侯・

宋公・蔡侯・鄭伯・陳子・莒子・邾人・秦人于溫。天王狩于河陽。壬申、公朝于王所。」【冬、公、晉侯・齊侯・宋公・蔡侯・鄭伯・陳子・莒子・邾人・秦人に溫に會す。天王、河陽に狩す。壬申、公、王所に朝す。】とある。）の事情であり、⑬彭裕商に言うように、曆日はその後數年の内にこれを求めるべきであるという。そして、當然それは鐘を鑄造した時間であり、五月初吉丁未は五月一日であると考えている。

一方、⑭張改は、⑬彭裕商の批判に對して自説を述べ、「五月初吉丁未」は紀元前六三九年の五月初吉丁未で、子犯が晉公を助けて齊を去り復國した年の曆日であるとする。

⑯張聞玉においても、曆日は紀元前六三九年の五月初吉丁未であるという。そして、「五月初吉丁未」はその後、三〇年の内に再び存在することは不可能であり、これは根本的にそれが鑄器の曆日であるということを否定するとして、⑬彭裕商に對して反論を行った。また、子犯鐘の記す「五月初吉丁未」は、晉國の曆が寅正を用いていることに依據していると指摘している。

⑰馮時は、鐘銘の紀年は實際には重耳が歸國して晉君に即位した日であると考えている。そして、その具體的な日について検討し、それは周襄王十六年（前六三六年）の周正夏五月丁未で、晉史に依ると夏正春三月丁未の日であり、五月初吉丁未は五月一日であるという。

⑱陳雙新は⑰馮時の説に同意し、説の補足を行っている。また、「五月初吉丁未、子犯（犯）宥（佑）晉公左右、來復其邦。」までを一句として讀むべきであると考えている。

以上のように、「五月初吉丁未」について様々な解釋がなされてい

るが、ここで問題となっているのは、「初吉」の理解と、銘文の「佳（唯）王五月初吉丁未」と「子犯（犯）宥（佑）晉公左右、來復其邦。」を一文とすることにかどうかについての点にある。

初吉については、朔日（一日）であるという考え方や、王國維「生霸死霸考」（『觀堂集林』卷一、中華書局影印版、一九五九年）のように一ヶ月を初吉・既生霸・既望・既死霸の四つに分けそれぞれが七日・八日を占めるという考え方がある。①張聞玉や②彭裕商等の説は、初吉を朔日であると考えたため、五月初吉丁未の日が朔日になる年を探して、その年に起こったことを無理やりに銘文の内容と合致させようと試みてしまっているように感じられる。しかし、初吉の理解については、③張光遠が言うように、ある月の「最初に出現した吉日」、または④裘錫圭が黃盛璋「釋初吉」（『歷史研究』一九五八年第四期）を引用して「初干吉日」（月の初めの十日間に出現した吉日）とするのがよいと思われる。夏商周斷代工程專家組編著『夏商周斷代工程一九九六—二〇〇〇年階段成果報告・簡本』（世界圖書出版公司北京公司、二〇〇〇年）も、初吉は月の一日から十日までに出現するといふ前提で、中國古代の年代の復元を試みている。

また、後述するように「子犯（犯）宥（佑）晉公左右、來復其邦。」については、「五月初吉丁未」の日に過去を追述したと考えられる。

よって、「五月初吉丁未」とは、『左傳』の記述や張培瑜『三千五百年曆日天象』を参考にして考えると、紀元前六三二年（周襄王二十年・晉文公五年・魯僖公二十八年）の五月丁未の日のこととなる。楊伯峻『春秋左傳注』（中華書局、一九八一年）は、魯僖公二十八年の五月

丁未を一〇日と考えている。

子犯（犯）宥（佑）晉公左右、來復其邦。

「犯」字について①張光遠は、車に従い、口聲で、「犯」の本字であるという。そして、『説文』は「範」字を解して、「从車、範省聲、讀與犯同。」【車に従ひ、範の省聲、讀むこと犯と同じ。】といい、段玉裁注は「範」と「犯」二字の音と義とは同じであるとする。そのため、鐘銘の「犯」字は、『左傳』及び『史記』中でいずれも直接「犯」字と通用し、子犯は文獻史料に見える子犯であると考える。

一方、③楊坤は、清華簡（李學勤主編『清華大學藏戰國竹簡（貳）』中西書局、二〇一一年）『繫年』第七章に「文公率秦・齊・宋及羣戎之師。」

【文公、秦・齊・宋及び羣戎の師を率ある。】とあり、そこに見える晉文公が率いた軍隊は、銘文の「西之六自（師）」とは数が合わず、また宋や齊といった東方の國が現れているということから、銘文の内容は子犯や晉文公とは関係がないと考える。その上で、自説を展開し、鐘の年代を西周晚期から春秋初期の間であると考え、その時期に王位を定めた（克夔王位）晉侯は晉文公を除くと、晉文侯がいるという。

また、この期間中に復國した諸侯は僅かに鄭武公が確認できるだけであるとしている。そして、「子某」の事例を検討し、「子」とは君主の子が君主の位を継ぐ前に稱する語であるという。次にここで「犯」としている字について検討し、この字は車に従い、口により聲を得ていると指摘している。一方、鄭武公の名は『史記』鄭世家は「掘

突」、「史記」十二諸侯年表・『國語』韋昭注は「滑突」に作り、掘・滑・突の音はいずれも術部にあるという。凡の音は質部であり、術部と通じることができるという。そして、銘文の内容と文獻史料における晉文侯・鄭武公の行動の一致點を考察し、この鐘の作器者は鄭武公であり、年代は晉文侯一年・平王元年（前七七〇年）であると結論付けている。しかし、西周期の晉に關係する金文を確認すると、「晉侯」の語は使われるが、「晉公」の語は使われないようである。「晉公」の語は春秋期に入って初めて使われるようであり、このことは子犯鐘の年代は^⑧楊坤が考えているよりも遅いことを示している。また、楊氏の説の根據となっている「西之六白（師）」の解釋についても疑問が残る。この點は後述する。この鐘の作器者は子犯とすべきであろう。

子犯は字であり、姓は狐、名は偃である。『史記』は「咎季子犯」「咎犯」ともいい、『國語』晉語には「舅犯」ともいう。子犯の父親は狐突といい、『左傳』閔公二年「狐突御戎。」【狐突、戎を御す。】の杜預注に「狐突、伯行、重耳外祖父也、爲申生御。」【狐突は、伯行、重耳の外祖父なり、申生の御と爲る。】といい、『國語』晉語一「天子遂行、狐突御戎。」【天子遂に行き、狐突、戎を御す。】の韋昭注に「狐突、晉同姓、唐叔之後、狐偃之父大戎伯行也。」【狐突は、晉の同姓、唐叔の後、狐偃の父大戎伯行なり。】という。狐突は重耳の兄である申生の戰車の御者となっている。兄は狐毛といい、子犯と同じく重耳に仕えていた。また他の兄弟には『國語』晉語四の叔詹の言に、「狐姬、伯行之子也、實生重耳。」【狐姬は、伯行の子なり、實に重耳を生む。】とあるように、晉獻公に嫁ぎ重耳（晉の文公）を産んだ狐姬がいる。

子犯の生年は不明。沒年については、『史記』晉世家に「襄公）六年、趙衰成子・欒貞子・咎季子犯・霍伯皆卒。」【六年、趙衰成子・欒貞子・咎季子犯・霍伯皆卒。】とあり、晉襄公六年（前六二二年）の時點では亡くなっていることが分かる。⑤黃錫全は、『左傳』『國語』などの記事から、子犯の卒時は晉文公七年（前六三〇年）九月から八年（前六二九年）の秋の間であろうと考えている。子犯は重耳が幼少のころから側に仕え、重耳は子犯に父事していた。後に重耳の一九年におよぶ亡命にも追従しており、重臣といえる存在であった。『左傳』の記述によると、僖公二十七年（前六三三年）に晉が三軍を作った時、兄の狐毛は上軍の將、子犯は上軍の佐となり、僖公二十八年（前六三二年）には城濮における楚との戦いに共に參戰している。

「右」は々に從い右聲で、佑の假借であり、助の意味である。「晉公」は晉文公（重耳）を指す。「左右」とは『詩經』大雅・文王「文王陟降、在帝左右。」【文王陟降し、帝の左右に在り。】の朱熹『詩集傳』に「左右、旁側也。」というように、側という意味である。數狄鐘（集成四九・西周晚期）に「先王其嚴才（在）帝左右。」【先王、其れ嚴として帝の左右に在り。】というように、金文にも用例がある。

「子犯（犯）右（佑）晉公左右、來復其邦」について、^⑨武家璧は「子犯佑晉公左右」は子犯が晉文公（重耳）の左右に追隨して一九年流亡したという意味を指すのではないと考える。そして、「來復其邦」の意味は、勝利を得て歸り、我が邦に歸還したということであるという。我が邦とはすなわち晉邦であるといい、踐土は晉國內にも存在したと考えている。『春秋』僖公二十八年の五月癸丑（『左傳』では癸亥）の

「五月癸丑、公會晉侯・齊侯・宋公・蔡侯・鄭伯・衛子・莒子、盟于踐土。」【五月癸丑、公、晉侯・齊侯・宋公・蔡侯・鄭伯・衛子・莒子に會し、踐土に盟ふ。】という記述に關しては、『左傳』僖公二十八年の杜預注に襄王が「自往勞之。」【自ら往きて之を勞ぐ。】と書かれており、この地は杜預注に「踐土、鄭地。」とあるという。その一方で、『史記』周本紀には「襄王」二十年、晉文公召襄王、襄王會之河陽踐土、諸侯畢朝。書諱之曰『天王狩于河陽。』【二十年、晉文公、襄王を召し、襄王、之に河陽踐土に會し、諸侯畢く朝す。書、之を諱みて曰はく『天王、河陽に狩す』と。】という。ここでは明確に踐土は河陽にあり、かつ襄王が文公に見えたことを「會」と述べており、諸侯が襄王に見えたことを「朝」と述べていることを指摘している。そして、『史記』周本紀に見える踐土は孟津古渡附近にあったという。しかし、『史記』周本紀の該當箇所は②武家壁のように「襄王會之河陽踐土」【襄王、之に河陽の踐土に會す】と讀むのではなく、一般的には「襄王會之河陽・踐土」【襄王、之に河陽・踐土に會す】と讀まれている。そして、『集解』には「賈逵曰、河陽、晉之溫也。踐土、鄭地名、在河内。」【賈逵曰はく、河陽は、晉の溫なり。踐土は、鄭の地名、河内に在りと。】というように、河陽と踐土とは分けて考えられている。また、假に踐土の地が晉國內にも存在したとしても、『史記』周本紀にいう襄王と晉文公が會したのは、『史記』晉世家や『左傳』によると冬のことであり、その前の記事には特に晉文公が他の場所に移動しているような記述がなく、どこから「來復」したのか不明であるため、その説は成り立たないであろう。

③④趙曉龍は、前述した③④陳雙新と同様に「唯王五月初吉丁未」と「子犯佑晉公左右、來復其邦」とは連ねて一句として理解すべきであるとするが、鐘銘の「唯王五月初吉丁未」は『左傳』僖公二十八年「丁未、獻楚俘于王」の日であると考えている。そして、「復」は天子に奏報することであるという。「唯王五月初吉丁未、子犯佑晉公左右、來復其邦」の意味は、周曆（前六三二年）五月丁未、子犯は晉文公の左右に従い、天子に上奏したということであるとしている。

⑦蔡哲茂は、「來復」の意味は來歸であり、晉文公が晉國に歸ったことを指すという。⑧張光遠も、「來復其邦」には、驪姬の亂の後、文公が一九年の流亡の歲月を終えて晉に歸國したという略史が含まれていると指摘している。

「來復其邦」の「復」は、『爾雅』釋言に「復、返也。」という。この部分は子犯が主語となっており、「其邦」の「其」は子犯のことであり、「邦」とは晉のことであろう。五月丁未の日と文公や子犯らが晉に歸國した日と同じ日と考える必要はなく、張光遠氏の言われるように、ここは過去のことを追述した部分であろう。そのように考えると、「佳（唯）王五月初吉丁未」と「子犯（犯）宕（佑）晉公左右、來復其邦。」を續けて讀む必要はなくなり、五月丁未について難しく考えなくても、上述のように前六三二年のこととなる。

者（諸）楚劓（荆）不聖（聽）令（命）于王所。子犯（犯）及晉公逵（率）西之六自（師）、搏（搏）伐楚劓（荆）、孔休大工（功）。楚劓（荆）喪卒（厥）自（師）、滅卒（厥）太（禹？）。

以下は、城濮の戦いのことを述べた部分であると考えられる。『春秋』僖公二十八年には「夏、四月己巳、晉侯・齊師・宋師・秦師及楚人戰于城濮、楚師敗績。」「夏、四月己巳、晉侯・齊師・宋師・秦師及び楚人、城濮に戦ひ、楚師敗績す。」と記述されている。城濮は『左傳』僖公二十八年の杜預注に「城濮、衛地。」とある。童書業『春秋左傳研究』（上海人民出版社、一九八一年）は城濮の戦いについて、実際に戦ったのは晉の戰車七〇〇乗と楚・陳・蔡三國連合軍で、晉方の宋・齊・秦、楚方の鄭・許は參戰してなかったという。また、清華簡『繫年』第七章には、「令尹子玉遂率鄭・衛・陳・蔡及羣蠻夷之師以交文公。文公率秦・齊・宋及羣戎之師以敗楚師於城濮、遂朝周襄王于衡雍、獻俘馘、盟諸侯於踐土。」【令尹子玉遂に鄭・衛・陳・蔡及び羣蠻夷の師を率ゐて以て文公に交す。文公、秦・齊・宋及び羣戎の師を率ゐて以て楚師を城濮に敗り、遂に周襄王に衡雍に朝し、俘馘を獻じ、諸侯に踐土に盟ふ。】とあり、楚・晉それぞれが羣蠻夷・羣戎といった、『左傳』等に記載のない師を率いていることが記載されている。

②周鳳五は「者楚荆」の「者」は字形から見ると、「諸」ではなく、他所に見える「者（諸）侯」の「者」（諸）とは字形が違い、この字は文例により本字の「者」と讀むのがよいと考える。そして、「者」を上上の文に屬して「子犯宕晉公左右來復其邦者」と讀むべきであると、この言葉は同時に子犯のその個人の身分に對する自分での説明であり、自らの功績を誇る意味を帯びるといふ。しかし、そのように解釋する必要があるのかどうかについては疑問が残る。

「者（諸）楚荆（荆）」は②李學勤によると、文獻の「諸戎」「諸夏」

などと同例であるという。

「楚荆」とは楚のことを指し、狄駁纂（集成三九七六・西周中期）にも「狄（獮）駁從王南征、伐楚荆（荆）又（有）得。」【獮駁、王の南征に従ひ、楚荆を伐ち、得る有り。】とある。『左傳』莊公十年「秋、九月、荆敗蔡師于莘。」【秋、九月、荆、蔡師を莘に敗る。】の杜預注に「荆、楚本號、後改爲楚。」【荆は、楚の本號、後改めて楚と爲す。】というように、荆のみであっても楚のことを表す。ここの意味は楚およびその同盟國である。同盟國とは、陳・蔡・鄭・許等の諸侯國及び羣蠻夷も含まれると思われる。

「王所」は、『左傳』隱公七年に「鄭公子忽在王所。」【鄭公子忽、王所に在り。】、同僖公二十八年に「公朝於王所。」【公、王所に朝す。】と見え、周王の所在地のことを指す。「者（諸）楚荆（荆）不聖（聽）令（命）于王所」とは、諸楚荆が周王の命令を聞かなかつたという意味であるが、⑦張光遠のいうように、實際は晉が楚と戦うための口實であつたと考えられる。

「子犯（犯）及晉公逵（率）西之六白（師）」の「子犯（犯）及晉公」について、研究者によっては子犯が晉公の前に書かれ、君臣の順序を失っていると、その理由について考察をしている。⑤黃錫全や⑥江林昌は、「及」は文義から「佑」の意味であると考えている。⑦張光遠は、子犯は晉文公の舅父で、文公は子犯に父事しており、子犯は文公を助けて謀を用いて策を獻じ、遂には文公の覇業を成就させることと首功にあつたため、あえて年長であることを以て名前が前に並べてあるのであるという。

この原因を考えてみると、この鐘は子犯が作製したため、子犯の行動を中心として記述されている。そこで子犯を主語とすると、「及」は『春秋公羊傳』隱公元年に「及者何、與也。」【及とは何ぞ、與なり。】とあるとあるように、「與」の意味と考えてもよいと思われる。しかし、研究者によってはそのまま「及」の意味としており、ほとんど意味は変わらないため、ここではそのまま「及」の意味と考えておく。

子犯と文公が率いたという「西之六白(師)」についても見解が分かれている。代表的見解は、以下の通りである。

一、晉の三軍(中軍・上軍・下軍)と三行(中行・上行・下行)の六軍。(②李學勤)

二、「西六師」で、周王朝の直系の軍隊編成。(⑩江林昌・⑳楊坤)

三、晉の中軍將佐・上軍將佐・下軍將佐という六人の大将により構成された「三軍」。(㉑張光遠・㉒趙曉龍)

四、「西」の六つの軍隊で、晉の三軍と宋・齊・秦三國の軍隊。(㉓何樹環)

五、晉の軍隊、あるいは晉を含めた諸侯の軍を呼称したもので、「西の六師」としての實體を伴ったものではなく、一種の「見なし」である。(㉔佐藤信彌)

②李學勤の説については、晉が三行を作ったのは城濮の戦いの後であることが『左傳』僖公二十八年に記されているため、時期があわない。

⑩江林昌は禹鼎(集成二八三三、二八三四・西周晚期)に見える「西六白(師)」であると考へ、周王の六師が城濮の戦いに参加することは、『左傳』『國語』『史記』等の史料に見えず、子犯編鐘には重要な

史料価値があると考へる。しかし、禹鼎等に見える「西六白(師)」は宗周方面に置かれており、この頃には、周はその地に對する支配力を失っていたと思われる。また、清華簡『繫年』第七章にも周の師の記載はなく、この戦いに戦力になるほどの周の軍隊が多數参加していれば、史料に何らかのかたちで記述されるのではないだろうか。この銘文は、⑩江林昌の考へるように周の軍隊が城濮の戦いに参加したという直接の證據とはならない。また、㉑楊坤も「西之六白(師)」を周の軍隊と考へているようであるが、前述したように、他の研究者とは銘文の内容の理解が異なっている。

㉑何樹環は、實際に戦闘に参加したのは晉國の「三軍」であるというが、戦闘に参加しなかった秦・宋・齊の三國の軍隊をも「六白(師)」に含めている。そして、「西」が冠せられているため、その理由を考察し、「西」は「西土」の省略語である可能性があり、實際には「周」を指す語で、銘文は子犯及び晉文公が周に屬する諸侯國(晉・秦・宋・齊)の六つの軍隊を率いて荆楚の勢力と戦ったことをいうとしている。しかし、なぜ秦・宋・齊の軍隊はそれぞれ一師と數えているのか、晉の軍隊は一師ではなく三師と數えているのか疑問が残る。晉を一師と數えらると、他の三國と合わせて四師となってしまうため、數を合わせるために晉の三軍を持ち出したと思われる。

㉑張光遠の説は、實際に楚と城濮で戦ったのは晉の三軍であるとする童書業『春秋左傳研究』の説に従うと、可能性が無い譯ではない。しかし、㉒佐藤信彌が考へるように、晉の軍隊が名目上、周王直屬の軍隊である「西六師」を名乗った可能性が高いと思われる。清華簡『繫

年』第七章には「文公率秦・齊・宋及羣戎之師」と記載されており、文獻史料と合わせて考えると、文公が率いたのは晉・秦・齊・宋・羣戎の師であることが分かるため、「六」という数字にこだわる必要はないかもしれない。

「搏（搏）伐楚劬（荆）」の搏伐は、虢季子白盤（集成一〇一七三・西周晚期）に「搏（搏）伐厥（玁）狁（狁）于洛之陽。」【玁狁を洛の陽に搏伐す。】とあり、ここでは玁狁を伐つたことをいう。また、臣諫簋（集成四二三七・西周中期）には「井（邢）侯虘（搏）戎。」【邢侯、戎を搏つ。】というように、戎を伐つときにも搏が使われている。搏・伐は同義であり、搏は夷族を伐つ時に使われる語のようである。

「孔休」の「孔」は、『尚書』皋陶謨に「何畏乎巧言令色孔壬。」【何ぞ巧言令色にして孔だ壬を畏れん。】といい、孔安國傳に「孔、甚也。」という。

ここで「工」としている字は、第三鐘（乙）が発見されるまでは「上」と讀まれている。②李學勤は、「上」は『國語』周語の韋昭注に「上、陵也。」といい、楚人を壓倒することであるという。④裘錫圭は、②李學勤に同意し、「上」「尙」二字は古くは通じ、『論語』里仁「好仁者、無以尙之。」【仁を好む者は以て之に尙ふること無し。】の皇侃『義疏』に「尙、猶加勝也。」【尙は、猶ほ勝を加ふるがごときなり。】といい、この「尙」字の用法も鐘銘の「上」字と近いと考える。⑦蔡哲茂は、「上」字は「攘」と讀むべきであると考え、上字の上古音は禪母陽部で、攘字は日母陽部であり、音は近く通じることができるといふ。

⑤黃錫全は、李學勤氏らが「上」としている字を第三鐘（乙）発見

前にすでに「工」と讀んでいる。そして、「大工」を「大功」と讀み、「孔休大功」と連讀し、晉が「西の六師を率いて楚荆を搏伐」して、大勝したことを褒め稱えているとしている。⑦張光遠もその説に同意している。それに對して、⑩陳雙新は、一、「子範及晉公率西之六師、搏伐楚荆、孔休、大上楚荆、喪厥師、滅厥禹」が一つの完全な句となっており、各小單文の主語はいずれも「子範及晉公」で、もし「楚荆喪厥師滅厥禹」を連讀すれば、ただ主語が替わるのみならず、もとの主動句が被動句に變化し、しかも指代詞「厥」が餘分である、二、字形上よりみると、この字は上に作り、筆畫は明らかであり、殘泐はないようであると考え、「孔休」と「大上」を分けて讀むべきであると考えた。そして、「上」は「攘」と讀み、「却」の意味と考えるのが適當であるという。

第三鐘（乙）の銘文を確認すると、この字は「工」字形であることは明らかである。そして「大工」は上の「孔休」と一文であり、大いに功績があったことを喜ぶという意味である。⑤黃錫全の説が正しいといえる。

「太」をどのように讀むのかについても、説が分かれている。一、「禹」と隸定して「渠」と讀み、字はあるいは「𨾏」に作る。「𨾏」は『廣雅』釋詁（釋言の誤）に「帥也。」という。楚の令尹子玉を指す。②李學勤

二、「瓜」の繁體字で、孤卿の「孤」と讀む。「厥孤」とは、楚帥成得臣（子玉）を指す。④裘錫圭

三、「九」と釋す。『說文』に「九、人頭也。」といい、或體は頁に従

い頑に作る。「滅」はすなわち絶で、斷の義である。(⑤黄錫全)
 四、②李學勤と同様に「禹」と隸定するが、「玉」と読み、「子玉」(得臣)を指す。(⑦蔡哲茂)

五、「蜀」字の簡形であると考ええる。「蜀」字は音が「屬」と同じで、商周金文には未だ「屬」字は見えないが、當然通用でき、「屬」の義はすなわち部屬である。(③⑦張光遠)

六、「尢」(尫)字であり、「狂」と読み、子玉を指す。(⑦黄錫全)
 七、「年」であり、「軍隊の糧草」を指す。(②⑥羅衛東)

③⑩陳雙新は、以上の説に對して、「蜀」・「兀」・「尢」・「年」と釋すのは、字形と字義上ではいずれも妥當ではなく、「禹」と「瓜」とはいずれも可能性があり「禹」と釋すのが優れていると考える。

現状ではどの字と釋すべきか不明であるが、字形より見てみると、②李學勤や⑦蔡哲茂の考えるように、「禹」字が一番近いと思われる。假に禹と隸定できるとすると、「字」と讀むのがよいと思われる。字は『説文』に「从宀、于聲。」【宀に从ひ、于聲なり。】とあり、于の音は魚部にある。また、禹の音も魚部にあり、これら二字は同音である。そして、字は『左傳』昭公四年「或無難以喪其國、失其守字。」【或いは難無くして以て其の國を喪ひ、其の守字を失ふ。】の杜預注に「於國則四垂爲字。」【國に於ては則ち四垂を字と爲す。】といい、國の邊境のことをいう。「滅卒(厥)禹」とは、當時、楚が城濮に侵出していく過程で占領していた土地から楚を追い出したことを大袈裟に言った言葉ではなからうか。

子犯(犯)宥(佑) 晉公左右、變者(諸) 侯卑(俾) 朝王、
 克奠王立(位)。

以下は踐土の盟のことについて述べた部分であると考えられる。
 再び「子犯(犯) 宥(佑) 晉公左右」と記載される。子犯の功績を強調するためであると思われる。

「變」は、『詩經』大雅・大明「變伐大商。」【變して大商を伐つ。】の毛傳に「變、和也。」、『説文』にも「和也。」という。

「者(諸) 侯」の下の字について、⑦張光遠は「尋」(得)であるという。しかし、字形より見てみると、多くの研究者が考えるように「卑」(俾)とする方がよいと思われる。使役の意味である。

「朝」は、『爾雅』釋言「陪、朝也。」の邢昺の疏に「臣見君曰朝。」【臣の君に見ゆるを朝と曰ふ。】といい、朝見の意である。

「奠」は、『周禮』地官・司市「展成奠賈。」【展とよへ成らたひげて賈を奠きたむ。】の鄭玄注に「奠讀爲定……杜子春云、奠當爲定。」【奠は讀みて定と爲す……杜子春云はく、奠は當に定と爲すべしと。】とあり、「定」の意味であろう。

「子犯(犯) 宥(佑) 晉公左右、變者(諸) 侯卑(俾) 朝王、克奠王立(位)」とは、子犯が晉公を助け、諸侯をまとめて襄王に朝見させ、襄王の王位を安定させたことを述べている。

王易(賜) 子犯(犯) 輅車四駐・衣常(裳)・滌(黼) 市・冠。

襄王が子犯に賜った物が舉げられている。

「輅車」とは、『論語』衛靈公「乗殷之輅。」【殷の輅に乗る。】の何晏『集解』に馬融を引いて「殷車曰大輅。」【殷の車を大輅と曰ふ。】といい、陸德明『釋文』に「輅、本亦作路。」【輅、本亦路に作る。】というように、路車を指している。路車は、『春秋公羊傳』昭公二十五年の何休注に「禮、天子大路、諸侯路車、大夫大車、士飾車。」【禮は、天子は大路、諸侯は路車、大夫は大車、士は飾車なり。】とあるように、諸侯の乗る車を指す。『史記』晉世家によると、五月丁未の日に文公が襄王より賜ったのは「大輅」で、天子の乗る車である。

⑦張光遠は、「四駟」の「駟」字は牡馬の專字であり、「四牡」に通じ、輅車を駕す四匹の公馬を稱すという。

「衣常（裳）」は、『說文』に「衣、依也。上曰衣、下曰裳。」【衣は、依なり。上を衣と曰ひ、下を裳と曰ふ。】とあり、衣服の上下をいう。

「市」は「鞞」「絨」「鞞」「鞞」に同じである。また、『說文』に「市、鞞也。上古衣蔽前而已。市以象之、天子朱市、諸侯赤市、大夫蔥衡。从巾、象連帶之形。」【市は、鞞なり。上古の衣は、前を蔽ふのみ。市は以て之に象り、天子は朱市、諸侯は赤市、大夫は蔥衡。巾に从ひ、帶を連ねるの形に象る。】とある。膝掛けのことである。

「黼（黼）市」について、⑤黃錫全は、黼市は鐘銘では「黼市」に作り、「黼市」は一種の黑白が交互にある模様をついた諸侯が穿くための衣服であるとしている。⑦蔡哲茂は「市」は「黼」であるという。⑦張光遠は、「黼市」は「黼黻」で、黑白を間に刺繍した膝の蔽いであると考ええる。

一方、④裘錫圭は、古書中の「黼黻」は禮服上の花紋を指すのであ

り、それは具體的な物品ではなく、「衣・裳」と「佩」（本稿で「冠」として文字）等と並列することはできないとし、「黼黻」と釋讀するべきではないという。そして、この字の第二字はもと「市」に作る。「市」の上の字は、中心は「巾」に従い、中段は「五」字形に作り、甲骨文・金文の「黼」字とは明らかに區別があると指摘する。そして、この字の中段と中段とは、六國文字の「帶」字の上部に極めて似ているため、「帶」字であると考ええる。「帶」字は、金文では七年以上郡守間戈（新收九七四・戰國晚期）に見え、楚簡には數例を見ることが出来る。金文において、帶を賜わる事例は他に見られないようである。

「市」上の字について、袁盤（集成一〇一七二・西周晚期）に「黼」字が見え、間に「巾」を加えると子犯鐘の字形に近くなる。市は、利鼎（集成二八〇四・西周中期）には「赤〇（環）市」、南宮柳鼎（集成二八〇五・西周晚期）には「赤市」、免卣（集成五四一八・西周中期）には「載（縑）市」、伯農鼎（集成二八一六・西周中期）には「幽市」、大克鼎（集成二八三六・西周晚期）には「叔（菽）素市」、毛公鼎（集成二八四一・西周晚期）には「朱市」など、その多くが色を表す字と共に表れているため、「黼（黼）」と考えておく。黼は『說文』に「白與黑相次文。从黼、甫聲。」【白と黒と相次ぐ文なり。黼に从ひ、甫聲なり。】とあり、⑦張光遠が正しいと思われる。

「冠」は、①張光遠は「佩」と釋し、⑦蔡哲茂は「冕」と釋し、⑩黃錫全は「冠」の異體字と考え、⑦張光遠は前説を改めて「冠」と釋す。⑩黃錫全・⑦張光遠の説に従う。

者（諸）侯差元金子子軛（犯）之所、用爲鈃鐘九堵（堵）。

「羞」は、『爾雅』釋詁に「羞、進也。」という。「元」は、『易經』乾に「元者、善之長也。」「元は、善の長なり。」といい、「元金」とは良い銅のことである。「元金」の語は章子戈（集成一二九五・春秋早期）にも見えている。

「鈃（堵）」は鐘を數える單位である。『周禮』春官・小胥「凡縣鍾磬、半爲堵、全爲肆。」「凡そ鍾磬を縣くるに、半を堵と爲し、全を肆と爲す。」の鄭玄注には「鍾磬者編縣之二八十六枚、而在一虞、謂之堵。」「鍾一堵、磬一堵、謂之肆。」「鍾磬なる者は之を編縣すること二八十六枚にして、一虞に在り、之を堵と謂ふ。鍾一堵、磬一堵、之を肆と謂ふ。」という。また、『左傳』襄公十一年「歌鐘二肆、及其鐘・磬。」「歌鐘二肆、及び其の鐘・磬。」「の杜預注には「肆、列也。縣鐘十六爲一肆。」「肆は、列なり。鐘を縣くること十六を一肆と爲す。」という。『周禮』春官・小胥の鄭玄注は、『左傳』及びその杜預注と異なっている。虞とは、『爾雅』釋器「木謂之虞。」「木は之を虞と謂ふ。」「の郭璞注に「縣鍾磬之木、植者名虞。」「鍾磬を縣くるの木は、植うる者を虞と名づく。』とあり、鐘磬を懸けるための木である。『周禮』春官・小胥の鄭玄注「鍾磬者編縣之二八十六枚、而在一虞」の一虞にあるべき「二八十六枚」を、鐘一六枚と磬一六枚で一虞と考えるのか、鐘八枚と磬八枚を合計して一六枚と考えるかにより解釋が違ってくる。『左傳』の注において杜預は「縣鐘十六爲一肆」ということから、その半分の八枚を堵と考えていることが分かる。

⑤黄錫全は、「鈃鐘九堵」は鈃鐘九虞であり、每虞二層であれば每層八件で、編鐘を合計すると一四四件になると考える。また、⑦蔡哲茂は、鐘一肆の數目は考古出土資料よりみると最初は定制がなく、後に八個を一肆としたのであり、それは西周後期の可能性があるという。そして、子犯編鐘はすでに二組各八個が知られ、一六個で二組となっている。それは、まさに一肆の數である可能性があり、九堵は一四四個であると考ええる。④裘錫圭は、子犯編鐘は八枚一組で、銘文には「用爲鈃鐘九堵」とあり、鐘八枚が一堵であるという説の證明となるという。②王輝は、子犯鐘は八枚を堵と稱しており、杜説と合うとしている。

また、「九」という數字について、實數であるのかどうかについて解釋が分かれている。前述したように、⑤黄錫全・⑦蔡哲茂は、子犯鐘は合計一四四件（一六組）あるという。その一方で、⑤黄錫全は、「九」は一般に多數を指す可能性があることを指摘している。⑦張光遠は、「九」について、「糾」に通じ、糾合・組み合わせた意であり、この鐘銘では數量をなしていないと考えている。

④裘錫圭・③王輝が指摘するように、子犯鐘は八枚で一組であるため、鐘八枚が一堵となると思われる。しかし、「九」という數字が實數であるのか、多數のことを指しているのかについては、現状では判断し難い。

孔窶（淑）獻（且）碩、乃鈃獻（且）鳴。

「孔靈(淑) 叔(且) 碩」について、「孔」は前述したように「甚」の意味である。「靈」は淑と讀み、『爾雅』釋詁に「善也。」とある。「碩」は、『説文』「碩、頭大也。」【碩は、頭の大なるものなり。】の段玉裁注に「引申爲凡大之稱。】【引申して凡そ大なるもの稱と爲す。】という。「穌」は『説文』に「調也。从龠、禾聲、讀與和同。】【調なり。龠に従ひ、禾聲、讀むことと和と同じ。】という。「乃穌且鳴」について、³²王輝は鐘がすでに立派で大きく、音の調子がよく合うことをいうとしている。

用匱(燕) 用寧、用言(享) 用孝。用廡(祈) 費(眉) 壽、萬年無疆(疆)。子子孫孫、永寶用樂。

④裘錫圭は、「匱」字は「宴」と通用する「燕」と讀むべきであるという。そして、「用燕用寧」の意は賓客等の人を燕(宴)する時にこの鐘を用い、彼らを安樂させることであるとす。

「寧」は『爾雅』釋詁に「安也。」といい、邢昺の疏には「皆安樂也。」という。

「用言(享) 用孝」「用廡(祈) 費(眉) 壽、萬年無疆(疆)」は、金文には他にも多く事例がある。「言(享)」「孝」は、『爾雅』釋詁に「享、孝也。」とあり、郭懿行義疏に「享者、祭祀之義也。】【享は、祭祀の義なり。】というように、同義の言葉である。「費(眉) 壽」は、長壽をいう。「萬年無疆(疆)」は「萬年までもとどまることなく」という意味である。

「子子孫孫、永寶用」も金文の常語であり、演奏する意味の「樂」が加えられている。

訓讀

唯れ王の五月初吉丁未。子犯、晉公を助け左右たりて、其の邦に來復す。諸楚荆、命を王所に聽かず。子犯及び晉公、西の六師を率ゐて、楚荆を搏伐し、孔だ大功あるを休ぶ。楚荆、厥の師を喪ひ、厥の禹(宇)を滅ぼす。子犯、晉公を助け左右たりて、諸侯を變して王に朝せしめ、克く王位を奠む。王、子犯に輅車四駐・衣裳・黼市・冠を賜ふ。諸侯、元金を子犯の所に差め、用て穌鐘九堵を爲る。孔だ淑にして且つ碩なり、乃ち穌して且つ鳴る。用て燕し用て寧んじ、用て享し用て孝す。用て眉壽、萬年無疆を祈る。子子孫孫、永く寶用して樂せよ。

現代語譯

王の五月初吉丁未の日。子犯は晉公を助けてその側に居り、晉に歸國した。楚とその同盟國は周王の命令を聽かなかつた。子犯と晉公は西の六師を率ゐて、楚を攻撃し、大いに功績があつたことを喜んだ。楚はその師を失い、その邊境の領地が滅びた。子犯は晉公を助けてその側に居り、諸侯をまとめて王に朝見させ、周王の王位を安定させることができた。周王は子犯に輅車とそれを引く四頭の馬・衣裳・黼市・冠を賜つた。諸侯は良い銅を子犯に献上し、それを用いてこの穌鐘九堵を鑄造した。(この鐘は)甚だ美しくかつ大きく、よく調和してかつ鳴る。これによって宴し安んじて、祭祀を執り行ふ。長壽が萬年ま

でも止まることがないことを祈る。子子孫孫までこの鐘を永く寶として用い演奏せよ。

参考

子犯鐘は以上のように作成年代が分かるため、その銘文は春秋時代の禮制を考える上で参考となる。また、『左傳』『史記』と對應する部分もあり、その史料價值は高い。一方、鐘本體についても、それがどのような設計に基づいたものか、また、その歴史的變化を研究する上でも見過すことができないものとなっている。

子犯の關連器として、首陽齋・上海博物館・香港中文大學文物館編『首陽吉金—胡盈瑩・范季融藏中國古代青銅器』（上海古籍出版社、二〇〇八年、五二）に著録される、子犯鬲がある。

子犯鬲

器制

通高 10.9 cm 口徑 14.7 cm 腹深 6.9 cm 腹徑 13.3 cm 重量 1115 g

銘五字

『首陽吉金』によると、口沿は廣く平らで、頸部は細く短くなっており、頸部の下から肩にかけては丸く、鼓腹で、三獸蹄足であり、足の内側はやや平らになっている。器の本體には三つの脊がある。腹部は龍紋を飾り、この龍紋は太い線で構成され、帯は四角で、體軀は互いを巻き込むように曲がり、計四個の龍紋で一組となる。中間の二つの角は灣曲して相連なる。兩側の龍紋は逆さまで、角と中間の龍紋の

接する部分は噛み合っており、構圖は頗る獨特である。通常、この種の様式の鬲は、その多くが二つの向かい合って尾を巻いている龍紋を飾っており、この子犯鬲は比較的珍しいものとなっている。

口部に「子犯（犯）乍（作）寶鬲【子犯、寶鬲を作る。】と銘文がある。



子犯鬲



(關西學院大學大學院研究員)